

医療のまちづくりビジョン策定懇談会開催要綱

(趣旨)

第1条 生駒のまち全体で生駒市の医療ニーズに応え、市民が健康で安心して住み慣れた生駒市で継続的に生活できることを目指すための「医療のまちづくりビジョン」の策定を目的とし、この要綱において医療のまちづくりビジョン策定懇談会（以下、「懇談会」という。）を開催することに關し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 懇談会において意見等を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 医療のまちづくりビジョンの策定に関すること。
- (2) その他、医療のまちづくりビジョンに必要と認められること。

(参加者)

第3条 懇談会の参加者は、次に掲げる者のうちから市長が参加を求めた者とする。

- (1) 医療従事者
- (2) 市内自治会又は市内老人会等の市民
- (3) 生駒市医療介護連携ネットワーク協議会員又は在宅医療介護推進部会員
- (4) 福祉分野、教育分野等のまちづくりビジョンに關係する分野の者
- (5) 学識経験者
- (6) その他市長が適當と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して懇談会への参加を求める。

(座長)

第4条 懇談会の参加者は、その互選により懇談会を進行する座長を定める。

2 座長に事故あるとき、又は、座長が欠けたときは、その職務は、参加者の中から互選により選出された者が代理するものとする。

(懇談会)

第5条 懇談会は、市長が招集する。

2 懇談会は、令和7年度内に3回を目途に開催するものとする。

(懇談会の公開)

第6条 懇談会は、原則として公開とする。

2 座長は、懇談会を非公開とする必要事由があると認めるときは、参加者の意見を聴いた上で、懇談会の全部又は一部を非公開とすることができます。

3 前項の場合における非公開の事由については、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 他の法令等に特別の定めがある場合

(2) 非公開が適当と認められる事項の意見等を求める場合

(3) 懇談会を開くことにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合

4 懇談会資料、議事録等は、適切な方法により一般に公開するものとする。

5 その他、懇談会の公開等に関して必要な事項については、市長が別に定める。

(謝礼)

第7条 懇談会の参加者は、懇談会に出席したときは謝礼を受けることができる。

2 謝礼に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、地域医療課が所管する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和7年10月7日から施行する。

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条に定める謝礼及び第8条に定める庶務については、なお従前の例による。